

栃木県農産物知的財産戦略の策定について

令和6（2024）年11月27日

農政部 経営技術課

◇ グローバル化（海外での育成者権、商標権等の取得）や知的財産権侵害の多様化等の情勢変化を踏まえ農産物の知的財産（品種、商標等）の開発、保護、活用の方針を示す栃木県農産物知的財産戦略を策定した。

【新たな戦略策定の主なポイント】

- ① 知的創造サイクル（開発・保護・活用）の活性化
国内外の知的財産権取得等により保護を強化するとともに、活用を促進し、次の研究開発や保護対策の充実を図る基本的な方針を明記
- ② 研究開発や知的財産保護の強化を行うための知的財産権の有効活用

栃木県農産物知的財産戦略の概要

	項目	内容
開発	①研究開発体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・産学官、関係機関、知的財産専門家との連携強化・新品種、新技術開発のためのマネジメント強化、人材育成・開発した知的財産の名称のつけ方について明記
保護	①知的財産権の取得方針	<ul style="list-style-type: none">・育成者権、商標権、特許権について国内外の取得方針の明確化・GI、調査データについて明記
	②知的財産権侵害への対応	<ul style="list-style-type: none">・国や都道府県、知的財産専門機関との連携強化・戦略改訂後、侵害ケース別対応マニュアル作成の旨を記載・ネット（フリマサイト）上の権利侵害への対応を強化
	③知的財産保護の意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">・農業者への普及啓発・農業者へ知的財産遵守の指導が行える指導者の養成
活用	①品種等の利用範囲の拡大（県外許諾）	<ul style="list-style-type: none">・育成品種の県外許諾について、農業者や農業団体の意見を踏まえ県として意志決定するルールを明確化
	②知的財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・幅広く知的財産権を促進することで得られた利用料について、研究開発や知的財産保護対策の強化に還元していく旨の明記